平成２１年（フ）第３２０号
長野市篠ノ井会228番地の１
破産者　嶋田　直幸
１　決定年月日　平成22年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
長野市篠ノ井会228番地の１
破産者　嶋田　忠子
１　決定年月日　平成22年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５１号
福岡市早良区干隈３丁目29番25―2401号
破産者　佐藤　　貴
１　決定年月日　平成22年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３８９号
沖縄県那覇市銘苅３丁目23番12号　アトリエ和マンション５階
破産者　具志堅興司
１　決定年月日　平成22年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２０７４号
札幌市中央区南９条西15丁目３番５号　グレース山鼻503号
破産者　酒井　洋一
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９３号
仙台市泉区旭丘堤１丁目17番７号　小野ハイツ102
破産者　松本　郁男
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０５号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目４番地の13
破産者　小野　　勉
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６７号
仙台市若林区中倉３丁目16番27号　コーポミノリセブン103
破産者　佐藤　英夫
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２４号
仙台市若林区古城３丁目17番10号　ロフティ古城Ⅱ205
破産者　辺見美由紀
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
秋田県横手市朝日が丘２丁目10番６号
破産者　藤原　文廣
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２４６号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目32番２号　木の実荘201
破産者　岡野　俊彦
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２５２号
新潟市江南区曽野木１丁目６番８―832号
破産者　木戸　貴浩
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１９９６号
広島市安佐北区小河原町226番地の62
破産者　神垣　秀夫
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５６号
広島県廿日市市平良１丁目18番13号
破産者　亀田　道明（旧姓池田）
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５８号
広島県安芸高田市甲田町下甲立521番地
破産者　深見　　勉
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第１０６４号
福岡県糟屋郡宇美町若草１丁目27番３号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目16番４号
破産者　横下　珠美
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１８年（フ）第８２号
山口県下関市長府松小田中町13番14号、旧住所福岡県宮若市沼口1199番地２
破産者　中川　修一
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１９０号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉63番地23
破産者　石郷岡一男
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２２３号
東京都台東区浅草橋２丁目29番７号202号室、住民票上の住所福島市松川町字東長壇２番地の１
破産者　佐久間恒雄
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所